

---

## 第3回 三朝町議会定例会会議録（第15日）

平成26年 3月20日（木曜日）

---

### 議事日程

平成26年 3月20日 午後 3 時開議

（委員長報告・討論・採決）

- 日程第 1 議案第 5 号 平成26年度三朝町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 6 号 平成26年度三朝町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 7 号 平成26年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 8 号 平成26年度三朝町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 9 号 平成26年度三朝町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第10号 平成26年度三朝町温泉配湯事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第11号 平成26年度三朝町下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第12号 平成26年度三朝町集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第13号 平成26年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 日程第10 議案第14号 平成26年度三朝町財産区特別会計予算
- 日程第11 議案第15号 平成26年度三朝町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第16号 平成26年度三朝町国民宿舎事業会計予算
- 日程第13 議案第17号 三朝町職員の修学部分休業に関する条例の設定について
- 日程第14 議案第18号 三朝町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について
- 日程第15 議案第19号 三朝町空き家等の適正管理に関する条例の設定について
- 日程第16 議案第20号 三朝町子ども・子育て会議条例の設定について
- 日程第17 議案第21号 三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例の設定について
- 日程第18 議案第22号 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第23号 三朝町基金条例の一部改正について
- 日程第20 議案第24号 三朝町社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第25号 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第26号 三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第23 議案第27号 三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の廃止について
- 日程第24 議案第28号 三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例の廃止について
- 日程第25 議案第29号 町道路線の変更について
- 日程第26 議案第30号 三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第27 議案第31号 平成25年度三朝町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第28 議案第32号 平成25年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第33号 平成25年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第34号 平成25年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第35号 平成25年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第36号 平成25年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第37号 平成25年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第38号 平成25年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第39号 平成25年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第40号 平成25年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）
- 日程第37 陳情第1号 「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）の廃止を求める陳情
- 日程第38 陳情第2号 特定秘密の保護に関する法律の廃止または抜本的改正を求める意見書提出  
の陳情
- 日程第39 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第40 議員派遣について

---

#### 本日の会議に付した事件

（委員長報告・討論・採決）

- 日程第1 議案第5号 平成26年度三朝町一般会計予算
- 日程第2 議案第6号 平成26年度三朝町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第3 議案第7号 平成26年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第4 議案第8号 平成26年度三朝町介護保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第9号 平成26年度三朝町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第10号 平成26年度三朝町温泉配湯事業特別会計予算
- 日程第7 議案第11号 平成26年度三朝町下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第12号 平成26年度三朝町集落排水処理事業特別会計予算

- 日程第 9 議案第13号 平成26年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 日程第10 議案第14号 平成26年度三朝町財産区特別会計予算
- 日程第11 議案第15号 平成26年度三朝町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第16号 平成26年度三朝町国民宿舎事業会計予算
- 日程第13 議案第17号 三朝町職員の修学部分休業に関する条例の設定について
- 日程第14 議案第18号 三朝町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について
- 日程第15 議案第19号 三朝町空き家等の適正管理に関する条例の設定について
- 日程第16 議案第20号 三朝町子ども・子育て会議条例の設定について
- 日程第17 議案第21号 三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例の設定について
- 日程第18 議案第22号 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第23号 三朝町基金条例の一部改正について
- 日程第20 議案第24号 三朝町社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第25号 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第26号 三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第27号 三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の廃止について
- 日程第24 議案第28号 三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例の廃止について
- 日程第25 議案第29号 町道路線の変更について
- 日程第26 議案第30号 三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第27 議案第31号 平成25年度三朝町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第28 議案第32号 平成25年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第29 議案第33号 平成25年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第30 議案第34号 平成25年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第31 議案第35号 平成25年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第32 議案第36号 平成25年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第33 議案第37号 平成25年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第34 議案第38号 平成25年度三朝町財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第35 議案第39号 平成25年度三朝町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第36 議案第40号 平成25年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第37 陳情第 1 号 「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）の廃止を求める陳情

日程第38 陳情第2号 特定秘密の保護に関する法律の廃止または抜本的改正を求める意見書提出  
の陳情

日程第39 委員会の閉会中の継続調査について

日程第40 議員派遣について

追加日程第1 議案第41号 三朝町課設置条例の一部改正について

追加日程第2 議案第42号 副町長の選任について

---

出席議員（12名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 石 田 恭 二  | 2番 吉 田 道 明  |
| 3番 池 田 雅 俊  | 4番 能 見 貞 明  |
| 5番 中 信 貴美代  | 6番 山 口 博    |
| 7番 清 水 成 眞  | 8番 藤 井 克 孝  |
| 9番 福 田 茂 樹  | 10番 平 井 満 博 |
| 11番 牧 田 武 文 | 12番 山 田 道 治 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 石 井 秀 己 副主幹 ————— 小 椋 智 子

---

説明のため出席した者の職氏名

|                |         |              |         |
|----------------|---------|--------------|---------|
| 町長 —————       | 吉 田 秀 光 | 副町長 —————    | 森 脇 光 洋 |
| 教育長 —————      | 朝 倉 聡   | 会計管理者 —————  | 山 根 智 美 |
| 危機管理課統括監 ————— | 松 原 茂 隆 | 総務課長 —————   | 山 根 猛 昭 |
| 総務課参事 —————    | 吉 田 弘 幸 | 財務課長 —————   | 大 村 哲 也 |
| 税務課長 —————     | 石 原 伸 二 | 町民課長 —————   | 小 椋 泰 志 |
| 健康福祉課長 —————   | 前 田 敦 子 | 農林課長 —————   | 岩 山 靖 尚 |
| 企画観光課長 —————   | 椎 名 克 秀 | 建設水道課長 ————— | 早 苗 睦 巳 |

|         |       |         |           |       |         |
|---------|-------|---------|-----------|-------|---------|
| 教育総務課長  | ————— | 遠 藤 英 臣 | 生涯学習課長    | ————— | 西 田 寛 司 |
| 生涯学習課参事 | ————— | 松 原 照 宗 | 農業委員会事務局長 | ————— | 真 嶋 峰 和 |
| 国民宿舎支配人 | ————— | 小 椋 誠   | 教育委員会委員長  | ————— | 西 田 醇   |
| 農業委員会会長 | ————— | 山 本 雅 之 | 代表監査委員    | ————— | 和 泉 澤 吉 |

---

午後 2 時 5 8 分開議

○議長（山田 道治君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日届け出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

---

日程第 1 議案第 5 号 から 日程第 36 議案第 40 号

○議長（山田 道治君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第 1 から日程第 36 までの 36 件の議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第 1 から日程第 36 まで、すなわち議案第 5 号から議案第 40 号までの 36 件の議案を一括議題とします。

まず、議案に対する委員会の審査経過並びに結果の報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員会、清水成真委員長。

○一般会計予算審査特別委員会委員長（清水 成真君） 去る 3 月 12 日の本会議において、一般会計予算審査特別委員会が設置され、議案第 5 号、平成 26 年度三朝町一般会計予算並びに議案第 31 号、平成 25 年度三朝町一般会計補正予算（第 7 号）について審査を付託されました。

3 月 17 日、議長招集のもと、当役場会議室において委員会を開催、互選の結果、委員長に清水成真、副委員長に吉田道明委員が選任され、就任いたしました。

委員会は、全員出席を得て審査し、ここに会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき審査した結果、お配りしております報告書のとおり、議案第 5 号、平成 26 年度三朝町一般会計予算については、審査の結果、修正議決すべきものとなりました。

修正理由につきましては、お配りしているとおりであります。小鹿地区多目的集会施設耐震改修事業、高勢地区公民館耐震改修事業、竹田地区公民館耐震改修事業につきましては、まず公共施設等総合管理計画の策定を行ってから実施すべきものと考え、削除いたします。

メイド・インみさきプロジェクト支援事業については、まずは品質の高い農産物の基準をつくるべきであると考え、削除します。

正善院保存修理事業補助金につきましては、出火原因は自然災害でもない、他の寺院と同じであるにもかかわらず、正善院のみ補助金を出す理由が見当たらないものと考え、削除する。

国民宿舎事業会計出資金については、過去５年間ににおいても実績が感じられない。管理者を置く必要がなく、設置者である町が管理をすればよいと考え、削除します。

なお、正善院保存修理事業補助金、国民宿舎事業会計出資金については、原案どおり認めるという意見の少数意見があったことをここに報告いたします。

附帯意見といたしましては、三朝温泉入口観光案内広告塔設置事業、三朝温泉街観光誘導塔設置事業については、事業実施に当たっては、計画の段階から所管委員会に対し協議をすること。

ふるさと健康むら整備事業については、事業実施に当たっては、計画の段階から所管委員会に対し協議をすること。

三徳山因伯の名水遊歩道設置事業については、事業に当たっては、計画の段階から所管委員会に対し協議をすること。

スポーツセンター耐震改修事業については、事業実施に当たっては、８月に審査結果が出た段階で所管委員会に対し協議をすること。

町道整備事業、三朝地内の２路線カラー舗装については、鳥取県との協議の中で話を進めて、随時、所管の委員会に対して協議をすることという附帯意見をつけております。

続きまして、議案第３１号、平成２５年度三朝町一般会計補正予算（第７号）については、可決すべきものとして決定いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（山田 道治君） 次に、総務教育常任委員会、清水成真委員長。

○総務教育常任委員会委員長（清水 成真君） 去る３月１２日の本会議におきまして、総務教育常任委員会に付託されました議案につきまして、３月１３日、当役場会議室において委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重審査した結果、お配りしています報告書のとおり、いずれも可決すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長（山田 道治君） 次に、産業民生常任委員会、藤井克孝委員長。

済みません、石田恭二副委員長。

○産業民生常任委員会副委員長（石田 恭二君） 藤井委員長が体調不良のため、副委員長の石田が報告いたします。

去る３月１２日の本会議において、産業民生常任委員会に付託されました議案につきまして、

3月14日、当役場会議室において委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重審査した結果、お配りしています報告書のとおりです。

議案第16号、平成26年度三朝町国民宿舎事業会計予算については、事業管理者を設置して経営の立て直しを図ってきたが、厳しい経営状況は続いている。事業管理者を継続しても経営改善は見込めないと考える。事業管理者を設置するよりも、町長を管理者として営業を担当する職員を採用するなど、職員体制を整えるべきであると考え、別紙のとおり修正議決するものと決定。

議案第21号、三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例の設定については、議案第16号のとおり、事業管理者を置かない条例の設定をすべきと考え、否決すべきものと決定した。

なお、そのほかの16議案については、可決すべきものと決定したことを報告します。

○議長（山田 道治君） これより、委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 質疑なしと認め、進行いたします。

討論、採決は1件ごとに議案の順を追って行うことといたします。

議案第5号、平成26年度三朝町一般会計予算について。

6番。

○議員（6番 山口 博君） 議案第5号、平成26年度三朝町一般会計予算に対する修正の動議を出させていただきます。

○議長（山田 道治君） しばらく休憩します。

午後3時03分休憩

---

午後3時04分再開

○議長（山田 道治君） 再開いたします。

ただいま山口博議員から、お手元に配付しておりますとおり、議案第5号、平成26年度三朝町一般会計予算に対する修正動議が提出されました。この動議は、地方自治法第115条の3の規定による12分の1の発議者でありますので、成立いたしました。したがって、一般会計予算審査特別委員会からの修正案、山口博議員からの修正案と執行部からの原案をあわせて議題いたします。

動議の提出者に説明を求めます。

山口博議員。

○議員（６番 山口 博君） 議案第５号、平成２６年度三朝町一般会計予算に対する修正動議でございます。

上記の動議を、地方自治法第１１５条の２及び三朝町議会会議規則第１７条の第２項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

理由、小鹿地区多目的集会施設耐震改修事業、高勢地区公民館耐震改修事業、竹田地区公民館耐震改修事業及びメイド・インみささプロジェクト支援事業の４件について修正案を提出します。

提出理由は、小鹿地区多目的集会施設耐震改修事業、高勢地区公民館耐震改修事業、竹田地区公民館耐震改修事業の３件については、公共施設等総合管理計画が策定されてから事業すべきであります。

次に、メイド・インみささプロジェクト支援事業については、まず認定すべき農作物の選定基準を作成してから事業化すべきであり、以上の４件について以上の理由により別紙修正案を提出いたします。以上。

失礼します。先ほど自治法の条例で間違えたところがありましたので、修正させていただきます。地方自治法第１１５条の３でございます。以上、訂正させていただきます。

○議長（山田 道治君） これより、ただいまの修正案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

９番。

○議員（９番 福田 茂樹君） この修正動議の内容が特別委員会を出している内容と同じなんですけども、なぜこれがあえて出てくるのか、同じ文章でというのをお聞きしたい。

○議長（山田 道治君） ６番。

○議員（６番 山口 博君） 全く私も同じ理由でこれを提案させていただきました。

○議員（９番 福田 茂樹君） 答弁になってないですよ。

○議長（山田 道治君） 今、答弁されましたよ。どういう答弁求められてるんですか。

９番。

○議員（９番 福田 茂樹君） なぜあえて出されたんですかと、同じ文章でと聞いている、私は。

○議長（山田 道治君） ６番。

○議員（６番 山口 博君） 委員会の報告がまさにその提案になっておりましたので、それをそのまま利用したわけでございます。

○議員（９番 福田 茂樹君） こういう答弁ってあっですか。答弁じゃないでしょう、そりゃあ。

○議長（山田 道治君） 別の表現してください。６番、山口議員。

6 番。

○議員（6 番 山口 博君） 予算の中で、この 4 件につきましては委員会でも指摘されておりますように、私もこれは指摘すべきだと考えて、これをあえて出させていただいたものでございます。

○議員（9 番 福田 茂樹君） 答弁になってない。

○議長（山田 道治君） 11 番。

○議員（11 番 牧田 武文君） これはちゃんと議長言わないけんわ、答弁なっとるか、なっとらんか、あんたが、おまえ。

○議長（山田 道治君） 私は答弁になっておると思いますけども。

○議員（11 番 牧田 武文君） だったら、あんたが説明してみないや、今の（聴取不能）。

○議長（山田 道治君） 私が言う、それはないでしょう。

○議員（11 番 牧田 武文君） できるわけないけど、おまえ。

○議長（山田 道治君） それはないと思います。

○議員（11 番 牧田 武文君） うん。

○議長（山田 道治君） しばらく休憩します。

午後 3 時 14 分休憩

---

午後 3 時 16 分再開

○議長（山田 道治君） 再開いたします。

6 番、山口議員。

○議員（6 番 山口 博君） 特別委員会の報告におきましては、6 件の修正が出されておりますけども、そのうちの 4 件について修正すべきであると考え、ここに動議として出させていたいただいております。

○議員（9 番 福田 茂樹君） 確認ですけど、私、今 1 回ですか。

○議長（山田 道治君） 今 1 回ですね、同じ質問ですから。

9 番。番号言ってください。番号。

○議員（9 番 福田 茂樹君） 9 番。

ということは、その 2 件については何と何なんですか。

○議員（6 番 山口 博君） 委員会が指摘されてますのは……ごめんなさい。

○議長（山田 道治君） 番号言ってください、山口議員。

○議員（６番 山口 博君） ６番、山口でございます。

○議長（山田 道治君） ６番。

○議員（６番 山口 博君） 特別委員会が指摘しておられますのは、国民宿舎事業会計出資において、過去５年間ににおいても実績が感じられないということでの管理者に関する部分の削除、それからもう１点は、正善院の補修事業補助金についてのその２件を外しております。

○議員（９番 福田 茂樹君） 早口で聞こえんですよ。

○議長（山田 道治君） 聞こえん。じゃあもう一回、６番、お願いします。

○議員（９番 福田 茂樹君） 何言っとんなるだか。

○議長（山田 道治君） もう少しじゃあゆっくり、もう一度お願いします。

○議員（６番 山口 博君） それでは、特別委員会からの報告に沿って説明させていただきます。

（３）の正善院保存事業補助金、それから国民宿舎会計事業出資金についてのこの２件を除外しております。

○議長（山田 道治君） ９番。

○議員（９番 福田 茂樹君） ということは、その２件は原案どおり山口議員は認めたいということで今回の修正動議は出されているというふうに認識し、会期中に山口議員と話をしたときに、管理者は要らないということを今思い出しました、本人が言われたのを。今思い出した。今ひとり言です。終わります。

○議長（山田 道治君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 質疑を終結し、進行いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、採決します。

これより採決します。

採決の順についてあらかじめ申し上げます。本案については、議員から提出された修正案の４件、メイド・インみさきプロジェクト支援事業、小鹿地区多目的集会施設耐震改修事業、高勢地区公民館耐震改修事業、竹田地区公民館耐震改修事業は委員会の修正案と共通しています。したがって、初めにこの４件について議員提出の修正案で採決を行います。

次に、委員会からの修正案のうち、議員提出案の部分修正を除く正善院保存修理事業補助金、

国民宿舎事業出資金の部分について採決を行います。

最後に、それぞれの修正案を除く部分の執行部の原案について採決を行います。

まず、本案に対する修正案のうち、メイド・インみささプロジェクト支援事業、小鹿地区多目的集会施設耐震改修事業、高勢地区公民館耐震改修事業、竹田地区公民館耐震改修事業について、議員から提出された修正案で起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山田 道治君） 起立多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く、正善院保存修理事業補助金、国民宿舎事業出資金の特別委員会の修正案部分について、起立により採決をいたします。

ただいまの修正議決した部分を除く部分の特別委員会の修正部分について、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山田 道治君） 起立多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く執行部提出の原案について、起立により採決をいたします。

修正議決した部分を除く原案について、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山田 道治君） 起立多数であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、平成 2 6 年度三朝町国民健康保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 7 号、平成 2 6 年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 8 号、平成 2 6 年度三朝町介護保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 9 号、平成 2 6 年度三朝町簡易水道事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 1 0 号、平成 2 6 年度三朝町温泉配湯事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

議案第 11 号、平成 26 年度三朝町下水道事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 12 号、平成 26 年度三朝町集落排水処理事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 13 号、平成 26 年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 14 号、平成 26 年度三朝町財産区特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 15 号、平成 26 年度三朝町水道事業会計予算について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 16 号、平成 26 年度三朝町国民宿舎事業会計予算について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正であります。

まず、委員会の修正案について起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山田 道治君） 起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く執行部からの原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く部分、……を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山田 道治君） 起立多数……（「除く部分を」と呼ぶ者あり）

ごめんなさい、座ってください。もう一度。

お諮りします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山田 道治君） 起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可

決されました。

議案第 17 号、三朝町職員の修学部分休業に関する条例の設定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 18 号、三朝町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 19 号、三朝町空き家等の適正管理に関する条例の設定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 20 号、三朝町子ども・子育て会議条例の設定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 2 1 号、三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例の設定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。

したがって、原案について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。（「原案って言った」と呼ぶ者あり）原案ですよ。（「執行部案」と呼ぶ者あり）じゃあ執行部案と言う。改めて、原案は執行部案です。

〔起立少数〕

○議長（山田 道治君） 起立少数であります。したがって、本案は否決されました。

議案第 2 2 号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 2 3 号、三朝町基金条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 2 4 号、三朝町社会教育委員に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 2 5 号、三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

8 番。

○議員（8 番 藤井 克孝君） 体調不良でちょっと中座します。

○議長（山田 道治君） 許可します。

議案第 2 5 号、三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 2 6 号、三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

議案第 27 号、三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の廃止について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 28 号、三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例の廃止について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 29 号、町道路線の変更について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 30 号、三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 3 1 号、平成 2 5 年度三朝町一般会計補正予算（第 7 号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 3 2 号、平成 2 5 年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 3 3 号、平成 2 5 年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

議案第 34 号、平成 25 年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論  
ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され  
ました。

議案第 35 号、平成 25 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論  
ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され  
ました。

議案第 36 号、平成 25 年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論あ  
りませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され  
ました。

議案第 37 号、平成 25 年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について、  
討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 38 号、平成 25 年度三朝町財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 39 号、平成 25 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 40 号、平成 25 年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第 1 号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 3 7 陳情第 1 号 及び 日程第 3 8 陳情第 2 号

○議長（山田 道治君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第 3 7 及び日程第 3 8 の 2 件の陳情を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第 3 7 及び日程第 3 8、すなわち陳情第 1 号及び陳情第 2 号の 2 件の陳情を一括議題といたします。

陳情に対する委員会の審査経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員会、清水成真委員長。

○総務教育常任委員会委員長（清水 成真君） 総務教育常任委員会に付託されました陳情につき、去る 3 月 13 日、当役場会議室において、委員全員出席のもと委員会を開催し、慎重審査した結果、陳情第 1 号、「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）の廃止を求める陳情は、趣旨採択、陳情第 2 号、特定秘密の保護に関する法律の廃止または抜本的改正を求める意見書提出の陳情については、趣旨採択と決定いたしました。報告いたします。

なお、陳情の理由につきましては、趣旨採択の理由につきましては、別紙のとおりであります。

○議長（山田 道治君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

3 番。

○議員（3 番 池田 雅俊君） 趣旨採択という形で、この特定秘密保護法の件に関して上がってまいりましたが、昨今マスコミ等で非常に大きな危惧がなされております。つまり、憲法の中で保障されている報道の自由、あるいは知る権利と、こういったものが危惧される中で、この法律が一般国民に与える影響というのは非常に大きなものがあるというふうに考えます。その中で、趣旨採択までいくのであればこの際採択をして、三朝町は民主主義を大きく発展させる町であるということを内外に示す、そういう必要があると思います。その点において、この趣旨採択を採択という形に変更することを求めます。（「質疑」「質疑でない」と呼ぶ者あり）

○議長（山田 道治君） 質疑を。3 番、池田議員。

○議員（3 番 池田 雅俊君） 進行の方向が十二分に理解できていませんでした。委員長、その

辺のところの、趣旨採択の意味合いを述べていただきたい。

○議長（山田 道治君） 番号言ってください。

7 番。

○総務教育常任委員会委員長（清水 成眞君） 陳情第 1 号につきましては、非常によくわかる内容ですが、ただ、特定秘密保護法は安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保するためのものであります。そういう意味合いにおいては、必ずこれがだめな法律ではないと考えております。しかしながら、陳情書の指摘されている原発事故や T P P 交渉に関する情報等々は、本法律の求める、定めるところにはいずれも該当しません。それから、原子力発電所の安全性や放射線被曝の実態、健康などの影響などについては、テロリズムの防止に含まれている可能性があるかもしれませんが、それについても本法律では規定されているわけではありません。

先ほど池田議員が言われました思想信条や自由、プライバシーを侵害するものと考えているということでありましたが、これは特定秘密に接触する可能性のある人物をあらかじめ身元、身上調査に関する適正評価制度がきちんと制度されております。ですから、国民のプライバシーや思想信条の自由に対する多大な損害を招くおそれがあるとは明記されていないと考えております。

いずれの法案からも、陳情第 2 号のほうにもありますが、ただいま知る権利の部分がありました。ただ、その知る権利の部分であります、政府の秘密指定を国会が監視する新機関が設置されていませんが、先日自民党が、案が提出されております。現在審議中であります。ですから、その審議、知る権利、それから取材の自由は守られると考えております。

また、本法律案につきましては、そういうものを十分配慮して執行するということが明記されておりますので、その点は大丈夫だと考えております。

以上の理由により趣旨採択ということにしております。

○議長（山田 道治君） 3 番。

○議員（3 番 池田 雅俊君） すばらしい理由ではありますが、これが、なぜじゃあ多くのマスコミ等で危惧されているのか、沖縄の例の西山事件の問題もありました。報道の自由が大きく規制されるような国家は、民主主義国家と言えるでしょうか。そういったことをよく踏まえた上で、趣旨採択という形でこの意味はよくわかるということであるならば、これを採択してするべきものと考えて当然なのではないでしょうか。自民党でそういったような委員会が設置されているとか、そういったものが果たして国民に理解を求められるものなのかというところまで深く掘り下げて考えていただくべきではなかったかというふうに思います。委員長の見解を求めます。

○議長（山田 道治君） 池田議員、質疑ですから、自分の意見を言わないように。あえてじゃあ。

○総務教育常任委員会委員長（清水 成真君） 答えます。

○議長（山田 道治君） 番号。

○総務教育常任委員会委員長（清水 成真君） 7 番。

○議長（山田 道治君） 7 番。

○総務教育常任委員会委員長（清水 成真君） 本法律が求めるところは、本当に今各国であります国際テロ情勢等々の状況に対応するために、的確に情報を収集する法律であります。その収集した情報をもとに適切な判断を行うというものでありまして、先ほどの池田議員が言われる知る権利等々のものにも十分に配慮している法律だと考えておりますので、その点御理解ください。

○議長（山田 道治君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 質疑を終結し、進行いたします。

討論、採決は、1 件ごとに陳情の順を追ってすることにいたします。

陳情第 1 号、「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）の廃止を求める陳情について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認め、よって、陳情第 1 号は、趣旨採択と決定いたしました。

陳情第 2 号、特定秘密の保護に関する法律の廃止または抜本的改正を求める意見書提出の陳情について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第 2 号は、趣旨採択と決定いたしました。

---

#### 日程第 39 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山田 道治君） 日程第 39、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、議長の諮問に係る次の議会の会期、日程等、議会運営に関する事項について、議会広報常任委員長から議会広報に関する事項について、会議規則第 75 条の規定により、それぞれ閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いをします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第 40 議員派遣について

○議長（山田 道治君） 日程第 40、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議員派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。再開を……（発言する者あり）

午後 3 時 46 分休憩

---

午後 3 時 46 分再開

○議長（山田 道治君） 再開します。

---

○議長（山田 道治君） お諮りします。ただいま町長から議案第 41 号、議案第 42 号の 2 件の議案が提出されました。これを追加し、追加日程第 1、追加日程第 2 として議題としたいと思いをします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第41号、議案第42号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

しばらく休憩します。

午後3時47分休憩

---

午後3時47分再開

○議長（山田 道治君） 再開します。

---

追加日程第1 議案第41号

○議長（山田 道治君） 追加日程第1、議案第41号、三朝町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） ただいま上程されました議案第41号、三朝町課設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

事務事業の効率化や住民サービスの向上を図るため、町民課、税務課、健康福祉課を再編することとし、窓口業務や住民情報、税情報の一元化を図るため町民税務課を、また新生児から成人までの健康増進と子育て施策の充実を図るため子育て健康課を、そして福祉施策の向上を図るため福祉課をそれぞれ設置することとし、所要の改正をしようとするものでございます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 道治君） 本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 2 議案第 4 2 号

○議長（山田 道治君） 追加日程第 2、議案第 4 2 号、副町長の選任についてを議題といたします。

岩山課長、除斥の対象になりますので、退席してください。

〔農林課長 岩山靖尚君退場〕

○議長（山田 道治君） 町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） ただいま上程されました議案第 4 2 号、副町長の選任について御説明申し上げます。

副町長の森脇光洋さんの任期が、ことし 3 月 3 1 日をもって満了いたします。森脇さんは、平成 2 2 年から 1 期 4 年間、副町長として町政全般にわたりすぐれた識見と知識、幅広い行政経験によりの確にその任務を遂行いただきました。今日までの御労苦に対し、深甚なる敬意を表する次第であります。

後任の副町長には、岩山靖尚さんを選任したく存じます。岩山さんは、これまで培ってこられた経験と知識をもつて的確に補佐していただけるものと考えており、地方自治法の規定により本議会の同意を得たいとするものでございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

9 番。

○議員（9 番 福田 茂樹君） 議案第 4 2 号、副町長の選任について、私は反対の立場から意見を申し上げます。

その理由は、極めて簡単であります。この 4 年間見てきたときに、私は森脇副町長のその優秀さ、すばらしさを十分に経験をしてまいりました。対町民に対しても、また県に対しても、また庁舎内に対しても、議会に対してもすばらしいものがありました。よって、私の頭の中には副町長は森脇副町長が再任という認識でおりますので、この案には反対をいたします。

○議長（山田 道治君） そのほか討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論を終結し、本案を採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立同数〕

○議長（山田 道治君） 起立少数。よって、本案は、同意しないことになりました。（発言する者あり）同数。（「同数、5、5です」と呼ぶ者あり）5、5だったかいな。済みません。もう一回起立をお願いします。

〔起立同数〕

○議長（山田 道治君） 起立同数です。よって、議長が裁決いたします。

本案は同意します。

よって、本案は同意されました。

岩山課長入ってもらって。

〔農林課長 岩山靖尚君入場〕

---

○議長（山田 道治君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。よって、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 11番。

○議員（11番 牧田 武文君） 今、副町長が決まったわけだけでも、挨拶するでないか。

○議長（山田 道治君） 今はしません。

○議員（11番 牧田 武文君） 本当かい。

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成26年第3回三朝町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時58分閉会

---